

参考資料2-2

平成18年6月23日
社会保険庁
運営部医療保険課

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業
委託業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について

I 評価方法

市場化テストモデル事業として民間事業所に包括的に委託した、未適用事業所の把握業務、加入勧奨業務及び報告書作成業務について、その実績及び事業に要した費用を他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

ア 対象地区

東京地区（港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所）
福岡地区（南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所）

イ 事業実施期間

平成17年6月から平成18年3月まで

II 東京地区

1. 契約概要

実施事業者：東京都社会保険労務士会

・所在地：東京都新宿区新小川町8-9

・代表者：会長 金田 修

・設立：昭和53年11月

社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体

契約期間：平成17年6月14日から平成18年3月31日

契約金額：1円

要求水準：過去の当該社会保険事務所において実施した実績以上に事業を行うこと（東京地区については、加入勧奨を実施した未適用事業所が269事業所を上回ること）

2. 事業実績

(1) 未適用事業所の把握業務

① NTTタウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステムによる適用事業所か否かの確認を行った事業所

2,927事業所（うち適用済であることが確認できなかった事業所は1,408事業所・・・i）

② 厚生年金保険と雇用保険との適用事業所突合結果の提供を受け、社会保険オンラインシステムによる適用事業所か否かの確認を行った事業所

1, 907事業所（うち適用済であることが確認できなかった事業所は

1, 566事業所・・・ii）

③ 会員より未適用事業所である旨の報告があった事業所数

543事業所・・・iii

※ 3, 517事業所（i + ii + iii）を戸別訪問による加入勧奨（以下「巡回説明」という。）の対象とする事業所（以下「適用促進対象事業所」という。）として把握

(2) 加入勧奨業務

上記(1)により把握した適用促進対象事業所(3, 517事業所)のうち、1, 845事業所(ii及びiiiを優先)に対し延べ2, 011回の巡回説明を実施

・未適用事業所であった事業所 802事業所

・既に適用済みであった事業所又は

現況の確認ができなかった事業所 1, 043事業所

なお、加入勧奨の結果、194事業所(被保険者数1, 166人)が適用となった。

(3) 報告書の作成業務

毎月の実績(実施状況)報告書を作成

委託事業に要した経費に係る報告書を作成

3. 経費

(1) 収入(委託費) 1, 705, 811円

契約金額(基本額) : 1円

適用促進費(成功報酬額) : 1, 705, 810円

※ 適用促進費(成功報酬額)については、加入勧奨により加入した事業所の被保険者数が100人を超えた場合に、超える分の被保険者数(1, 166人-100人)に1, 524円×1.05を乗じた額を支給

(2) 支出 4, 550, 095円

※ 内訳については、資料購入費(41千円)、会員社会保険労務士への調査費・成功報酬(3, 011千円)、人件費等・旅費(1, 294千円)、会議費(172千円)、通信運搬費(6千円)、消耗品費(26千円)

4. 事業実施結果

要求水準である269事業所を上回る802の未適用事業所に対し巡回説明が行われた。(約2.98倍)

また、その成果として194事業所(被保険者1, 166人)が適用となり、適用促進費(成功報酬額)の対象となる被保険者数は1, 066人であった。

このことから、本事業は目標が達成されたものと思慮する。

5. 社会保険事務所との比較

実施状況及び経費等について、東京都社会保険労務士会と

- 東京社会保険事務局管内30社会保険事務所のうち市場化テストモデル事業の対象3社会保険事務所（港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所）を除く27社会保険事務所の平均値に3（ヵ所）を乗じた数値（以下「事務所平均」という。）
- 市場化テストモデル事業東京地区の対象3社会保険事務所と同規模である京橋社会保険事務所、新宿社会保険事務所、葛飾社会保険事務所の計（以下「同規模事務所」という。）

との比較を行う。

(1) 加入勧奨等実績に係る比較

[取り組み状況、成果等に関する比較]

① 適用促進対象事業所（把握）数

東京都労務士会	3, 517事業所
事務所平均	1, 382事業所
同規模事務所	1, 693事業所

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 $\cong 1 : 0.4 : 0.5$

② 巡回説明実施事業所数

	i. 延べ事業所数	ii. 実事業所数	(参考) i ÷ ii
東京都労務士会	2, 011事業所	1, 845事業所	約1.09回
事務所平均	381事業所	370事業所	約1.03回
同規模事務所	367事業所	339事業所	約1.08回

(i. 延べ事業所数、ii. 実事業所数ともに)

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 $\cong 1 : 0.2 : 0.2$

③ 適用促進対象事業所のうち巡回説明を実施した事業所の割合

	i. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	ii. 適用促進対象事業所数	iii. i ÷ ii
東京都労務士会	1, 845事業所	3, 517事業所	約52.5%
事務所平均	370事業所	1, 382事業所	約26.8%
同規模事務所	339事業所	1, 693事業所	約20.0%

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 $\cong 1 : 0.5 : 0.4$

④ 適用に結びついた事業所数

東京都労務士会	19.4事業所
事務所平均	2.2事業所
同規模事務所	5.8事業所

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 $\cong 1 : 0.1 : 0.3$

[効率的、効果的な実施に関する比較]

⑤ 巡回説明を実施した事業所のうち未適用事業所と確認した事業所の割合

	i. 未適用事業所と確認した事業所数	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
東京都労務士会	802事業所	1,845事業所	約43.5%
事務所平均	188事業所	370事業所	約50.8%
同規模事務所	137事業所	339事業所	約34.3%

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 1.2 : 0.8

⑥ 未適用事業所と確認した事業所のうち適用に結びついた事業所数の割合

	i. 適用に結びついた事業所数	ii. 未適用事業所と確認した事業所数	i ÷ ii
東京都労務士会	194事業所	802事業所	約24.2%
事務所平均	22事業所	188事業所	約11.7%
同規模事務所	58事業所	137事業所	約42.3%

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 0.5 : 1.7

⑦ 巡回説明を実施した事業所数のうち適用に結びついた事業所の割合

	i. 適用に結びついた事業所数	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
東京都労務士会	194事業所	1,845事業所	約10.5%
事務所平均	22事業所	370事業所	約5.9%
同規模事務所	58事業所	339事業所	約17.1%

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 0.6 : 1.6

(2) 当該事業に要した費用等に係る比較

① 当該事業に要した費用

(単位:千円)

	総額	内 訳				
		物品費等	通信運搬費	事業費	旅費	人件費等
東京都労務士会	4,550	239	6	3,011	30	1,264
事務所平均	3,108	0	78	1,053	5	1,972
同規模事務所	4,397	3	157	1,064	25	3,148

※ 費用等に係る比較を行うにあたり、東京都社会保険労務士会及び社会保険事務所で要した費用について、次のとおり区分。

区 分	東京都社会保険労務士会	社会保険事務所
物品費等	資料購入費、消耗品費、会議費	印刷製本費
通信運搬費	通信運搬費	通信運搬費
事業費	会員社会保険労務士への調査費・成功報酬	巡回説明委託費
旅費	適用対象事業所の把握等に要する旅費	適用対象事業所の把握及び巡回説明等に要する旅費
人件費等	人件費等	人件費等

② 巡回説明事業所（実事業所数）1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
東京都労務士会	4,550千円	1,845事業所	約 2.5千円
事務所平均	3,108千円	370事業所	約 8.4千円
同規模事務所	4,397千円	339事業所	約 13.0千円

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 3.4 : 5.2

③ 未適用事業所と確認した事業所1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 未適用事業所と確認した事業所数	i ÷ ii
東京都労務士会	4,550千円	802事業所	約 5.7千円
事務所平均	3,108千円	188事業所	約 16.5千円
同規模事務所	4,397千円	137事業所	約 32.1千円

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 2.9 : 5.7

④ 適用に結びついた事業所1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 適用に結びついた事業所数	i ÷ ii
東京都労務士会	4,550千円	194事業所	約 23.5千円
事務所平均	3,108千円	22事業所	約 141.3千円
同規模事務所	4,397千円	58事業所	約 75.8千円

東京都労務士会：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 6.0 : 3.2

6. 評価

加入勧奨等実績に係る比較において、東京都社会保険労務士会は、巡回説明の実施事業所数及び適用に結びついた事業所数ともに比較対象とした東京社会保険事務局管内の社会保険事務所並びに要求水準を大きく上回る実績をあげており高く評価できる。

また、当該事業に要した費用等に係る比較においても、東京都社会保険労務士会の支出額は455万円であり、東京社会保険事務局管内の社会保険事務所平均を約144万円、同規模社会保険事務所を約15万円上回ったところであるが、費用対効果では社会保険事務所より低廉な経費において事業が行われたと評価できる。

しかしながら、委託費収入が170万円であり支出額を285万円下回っていることから、仮にいわゆる赤字状態の中で事業を継続した場合にも、今年度の実績相当の事業を実施していくことが可能なのかという疑問はある。

なお、東京都社会保険労務士会は平成18年度の本事業に係る入札（平成18年4月28日開札）においても受託事業者となっており、平成18年度の実績も踏まえて総合的に評価していく必要があるものとする。

Ⅲ 福岡地区

1. 受託事業者

実施事業者：(株) アイ・シー・アール

・所在地：愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階

・代表者：代表取締役 今井 重好

・設立：昭和57年5月

強制執行の立ち会い、現地調査等を行っている企業

契約期間：平成17年6月3日から平成18年3月31日

契約金額：4,567,195円

要求水準：過去の当該社会保険事務所において実施した実績以上に事業を行うこと（福岡地区については、加入勧奨を実施した未適用事業所が290事業所を上回ること）

2. 事業実績

(1) 未適用事業所の把握業務

① NTTタウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステムによる適用事業所か否かの確認を行った事業所

654事業所（うち適用済であることが確認できなかった事業所は468事業所）

② 厚生年金保険と雇用保険との適用事業所突合結果の提供を受け、社会保険オンラインシステムによる適用事業所か否かの確認を行った事業所

307事業所（うち適用済であることが確認できなかった事業所は114事業所）

③ 事業所現況（厚生年金保険等への加入の有無、従業員数等）に係る照会文書を送付した事業所数

646事業所（延べ791事業所に対し送付）

④ 事業所現況（厚生年金保険等への加入の有無、従業員数等）について電話による聴取を行った事業所数

530事業所（延べ743事業所に対し電話聴取）

※ 上記①から④により522事業所を適用促進対象事業所として把握

(2) 加入勧奨業務

上記(1)により把握した適用促進対象事業所522事業所に対し延べ612回の巡回説明を実施

・未適用事業所であった事業所 309事業所

・既に適用済みであった事業所又は現況の確認ができなかった事業所 213事業所

なお、加入勧奨の結果、29事業所（被保険者数138人）が適用となった。

(3) 報告書の作成業務

毎月の実績（実施状況）報告書を作成

委託事業に要した経費に係る報告書を作成

3. 経費

(1) 収入 (委託費) 4,628,002円

契約金額 (基本額) : 4,567,195円

適用促進費 (成功報酬額) : 60,807円

※ 適用促進費 (成功報酬額) については、加入勧奨により加入した事業所の被保険者数が100人を超えた場合に、超える分の被保険者数 (138人-100人) に1,524円×1.05を乗じた額を支給。

(2) 支出 3,688,310円

※ 内訳については、資料購入費・作成費 (645千円)、人件費 (2,333千円)、旅費・交通費 (244千円)、通信運搬費 (132千円)、消耗品費 (34千円)、社会保険労務士顧問料 (300千円)

4. 事業実施結果

要求水準である290事業所を上回る309の未適用事業所に対し巡回説明が行われた。(約1.07倍)

また、その成果として29事業所 (被保険者138人) が適用となり、適用促進費 (成功報酬額) の対象となる被保険者数は38人であった。

このことから、本事業は目標が達成されたものと思慮する。

5. 社会保険事務所との比較

実施状況及び経費等について、(株)アイ・シー・アールと

- ・ 福岡社会保険事務局管内11社会保険事務所のうち市場化テストモデル事業の対象2社会保険事務所 (南福岡社会保険事務所、久留米社会保険事務所) を除く9社会保険事務所の平均値に2 (カ所) を乗じた数値 (以下「事務所平均」という。)
- ・ 市場化テストモデル事業福岡地区の対象2社会保険事務所と同規模である東福岡社会保険事務所、八幡社会保険事務所の計 (以下「同規模事務所」という。)

との比較を行う。

(1) 加入勧奨等実績に係る比較について

[取り組み状況、成果等に関する比較]

① 適用促進対象事業所 (把握) 数

(株)アイ・シー・アール	522事業所
事務所平均	797事業所
同規模事務所	913事業所

(株)アイ・シー・アール : 事務所平均 : 同規模事務所
≒ 1 : 1.5 : 1.7

② 巡回説明実施事業所数

	i. 延べ事業所数	ii. 実事業所数	(参考) i ÷ ii
㈱アイ・シー・アール	612事業所	522事業所	約1.17回
事務所平均	743事業所	635事業所	約1.17回
同規模事務所	591事業所	557事業所	約1.06回

(i. 延べ事業所数)

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 1.2 : 1.0

(ii. 実事業所数)

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 1.2 : 1.1

③ 適用促進対象事業所のうち巡回説明を実施した事業所の割合

	i. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	ii. 適用促進対象事業所数	iii. i ÷ ii
㈱アイ・シー・アール	522事業所	522事業所	100%
事務所平均	635事業所	797事業所	約79.7%
同規模事務所	557事業所	913事業所	約61.0%

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 0.8 : 0.6

④ 適用に結びついた事業所数

㈱アイ・シー・アール	29事業所
事務所平均	106事業所
同規模事務所	221事業所

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 3.7 : 7.6

[効率的、効果的な実施に関する比較]

⑤ 巡回説明を実施した事業所のうち未適用事業所と確認した事業所の割合

	i. 未適用事業所と確認した事業所数	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
㈱アイ・シー・アール	309事業所	522事業所	約59.2%
事務所平均	260事業所	635事業所	約40.9%
同規模事務所	330事業所	557事業所	約59.2%

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 0.7 : 1

⑥ 適用事業所と確認した事業所のうち適用に結びついた事業所の割合

	i. 適用に結びついた事業所数	ii. 未適用事業所と確認した事業所数	i ÷ ii
㈱アイ・シー・アール	29事業所	309事業所	約9.4%
事務所平均	106事業所	260事業所	約40.7%
同規模事務所	221事業所	330事業所	約66.7%

㈱アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 4.3 : 7.1

⑦ 巡回説明を実施した事業所のうち適用に結びついた事業所の割合

	i. 適用に結びついた事業所数	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
(株)アイ・シー・アール	29事業所	522事業所	約 5.6%
事務所平均	106事業所	635事業所	約 16.7%
同規模事務所	221事業所	557事業所	約 39.7%

(株)アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 3.0 : 7.1

(2) 当該事業に要した費用等に係る比較について

① 当該事業に要した費用

(単位:千円)

	総額	内 訳				
		物品費等	通信運搬費	事業費	旅費	人件費等
(株)アイ・シー・アール	3,688	679	132	300	244	2,333
事務所平均	4,614	117	81	499	254	3,663
同規模事務所	5,346	75	78	487	232	4,474

※ 費用等に係る比較を行うにあたり、(株)アイ・シー・アール及び社会保険事務所で要した費用について、次のとおり区分。

区 分	(株)アイ・シー・アール	社会保険事務所
物品費等	資料購入費、資料作成費、消耗品費	印刷製本費、パンフレット購入費
通信運搬費	通信運搬費	通信運搬費
事業費	社会保険労務士顧問料	巡回説明委託費
旅費	通行料等(福岡市外分)	適用対象事業所の把握及び巡回説明等に要する旅費
人件費等	人件費等	人件費等

② 巡回説明事業所(実事業所数)1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 巡回説明実施事業所数(実事業所数)	i ÷ ii
(株)アイ・シー・アール	3,688千円	522事業所	約 7.1千円
事務所平均	4,614千円	635事業所	約 7.3千円
同規模事務所	5,346千円	557事業所	約 9.6千円

(株)アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 1.0 : 1.4

③ 未適用事業所と確認した事業所1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 未適用事業所と確認した事業所数	i ÷ ii
(株)アイ・シー・アール	3,688千円	309事業所	約 11.9千円
事務所平均	4,614千円	260事業所	約 17.8千円
同規模事務所	5,346千円	330事業所	約 16.2千円

(株)アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所
 ≒ 1 : 1.5 : 1.4

④ 適用に結びついた事業所1件あたりに対する費用

	i. 費用総額	ii. 適用に結びついた事業所数	i ÷ ii
(株)アイ・シー・アール	3,688千円	29事業所	約127.2千円
事務所平均	4,614千円	106事業所	約43.5千円
同規模事務所	5,346千円	221事業所	約24.2千円

(株)アイ・シー・アール：事務所平均：同規模事務所

≒ 1 : 0.3 : 0.2

6. 評価

加入勸奨等実績に係る比較において、(株)アイ・シー・アールは、巡回説明の実施事業所数について、比較対象とした福岡社会保険事務局の社会保険事務所とほぼ同程度であるとともに要求水準を上回る実績をあげており一定の評価はできるものの、適用に結びついた事業所数が福岡社会保険事務局の社会保険事務所の実績を大きく下回っている。

しかしながら、東京社会保険事務局管内の社会保険事務所又は全国の社会保険事務所の平均と比較した場合、適用に結びついた事業所数においてもほぼ同程度の成果であり、当該受託事業者が本業務について初めての取り組みであることや社会保険事務所における取り組みが強化されていることも考慮すると、一概に劣るものとは言えない。

また、当該事業に要した費用等に係る比較においても、(株)アイ・シー・アールの支出額は約370万円であり福岡社会保険事務局管内の社会保険事務所平均を約93万円、同規模社会保険事務所を約166万円下回ったところであり、加入勸奨等実績同様に一定の評価はできるが、支出額を適用に結びついた事業所で割り戻してみた場合、社会保険事務所より高い経費がかかっている。

なお、(株)アイ・シー・アールは平成18年度の本事業に係る入札（平成18年4月28日開札）においても受託事業者となっており、複数年にわたり事業を継続することで実績の向上等につながるのか、又、今年度のコスト水準での実績向上が可能なのか等について、平成18年度の実績も踏まえて総合的に評価していく必要があるものとする。

(参考：全国との実績比較)

	アイ・シー・アール	福岡管内事務所平均	福岡管内同規模事務所	東京管内事務所平均	全国事務所平均
未適用事業所と確認した数	309	260	330	125	221
適用となった事業所数	29	106	221	14	32

(注) 社会保険事務所2カ所当たりでの比較。

IV 総合評価

2地区における事業実績及び費用対効果については、前述したように評価できるものとなっており、本事業は、今後も問題点の解決を図りながら民間開放（民間活用）を進める事業分野と考える。

また、平成18年度においては、市場化テスト事業として、対象地区を13地区（104社会保険事務所）に拡大して実施しており、その入札結果を見ると、評価委員会で高い評価を得た事業者が比較的低廉な額で落札したところであり、成功報酬を獲得するためにも加入促進に積極的に取り組み大きな成果をあげることが期待している。

なお、本事業は民間事業者の創意工夫やノウハウを活用しながら、社会保険事務所と民間事業者が随時に連携を図り事業を実施していくことが、より適正かつ効果的・効率的な事業実施に繋がるものと考えており、市場化テストモデル事業としての役割を終え、民間開放（民間活用）を行う対象地区の拡大を図っていくこととしたい。

（注1）本事業に要した費用等における比較にあたっては、本事業は民間事業者、社会保険事務所ともに本事業のみに携わる専任の者により実施されているものではないことから、人件費相当額に係る算定方法（考え方）及び算定額は事業者ごとの判断に委ねられており、同一条件による比較は困難。

（注2）平成18年度の入札にあたっては、本事業のなかでは事業規模の大きな地区（政令指定都市及びその周辺地域）を対象地区としたにも拘わらず、2地区（宮城地区、静岡地区）においては入札参加者が1事業者しかなく実質的な競争が行われなかった。

（参考：検討課題等）

今後、民間開放（民間活用）を進めていくにあたっては、次の事項等について、関係法令等を踏まえながら検討、見直しをしていくこととしている。

（1）受託事業者の決定方法

受託事業者の決定については、入札価格だけではなく事業者が企画提案する事業実施内容も評価する総合評価落札方式（一般競争入札）により行い、「事業実施内容に係る評価点数」を「入札価格」で除した数値の最も高い者を落札者とする除算方式を採用した。

しかしながら、

- ・ 本事業のように事業（予算）規模が比較的小さい事業においては、事業（予算）規模が大きい事業に比べて入札価格が低廉になることから、「事業実施内容に係る評価点数1点」に対する「入札価格1円」の割合が高くなり、結果的に評価委員会での事業実施内容に係る評価結果が落札者決定に反映されづらいのではないかと。
- ・ 本事業に限ったものではないが、事業実施内容について高い評価を受けた事業者が低廉な価格において入札しているにも拘わらず、事業実施内容について最低限の評価しか受けていない事業者であっても著しく低廉な価格で入札すれば落札者となるのは望ましくないのではないかと。

等の意見があり、事業実施内容に係る評価結果にウェイトを置いた受託事業者の決定の是非等を踏まえ、受託事業者の決定方法について検討する。

(2) 要求水準の設定方法、成功報酬の導入

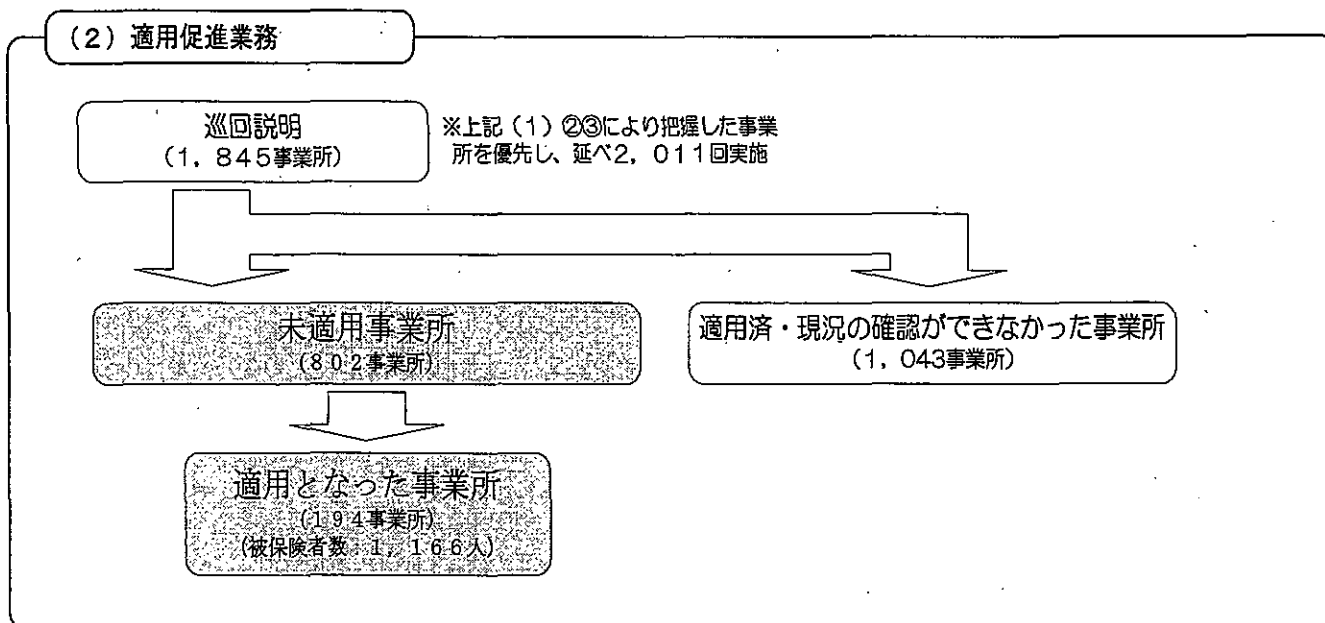
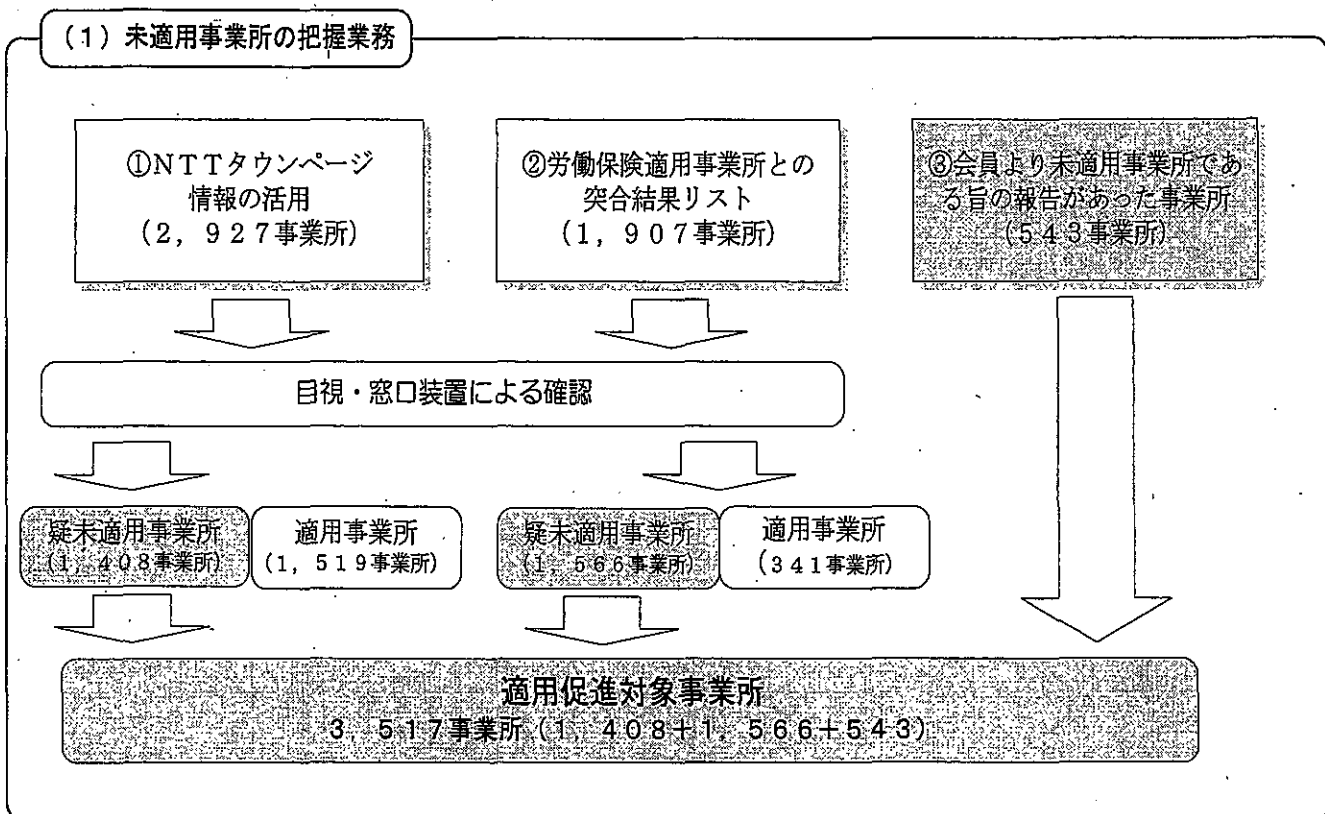
業務の遂行の在り方や実現の手法は受託事業者の提案と裁量によるものとしたほか、加入した事業所の被保険者数に応じた成功報酬を支払うこととし、加入促進への取り組みを促すこととした。

しかしながら、

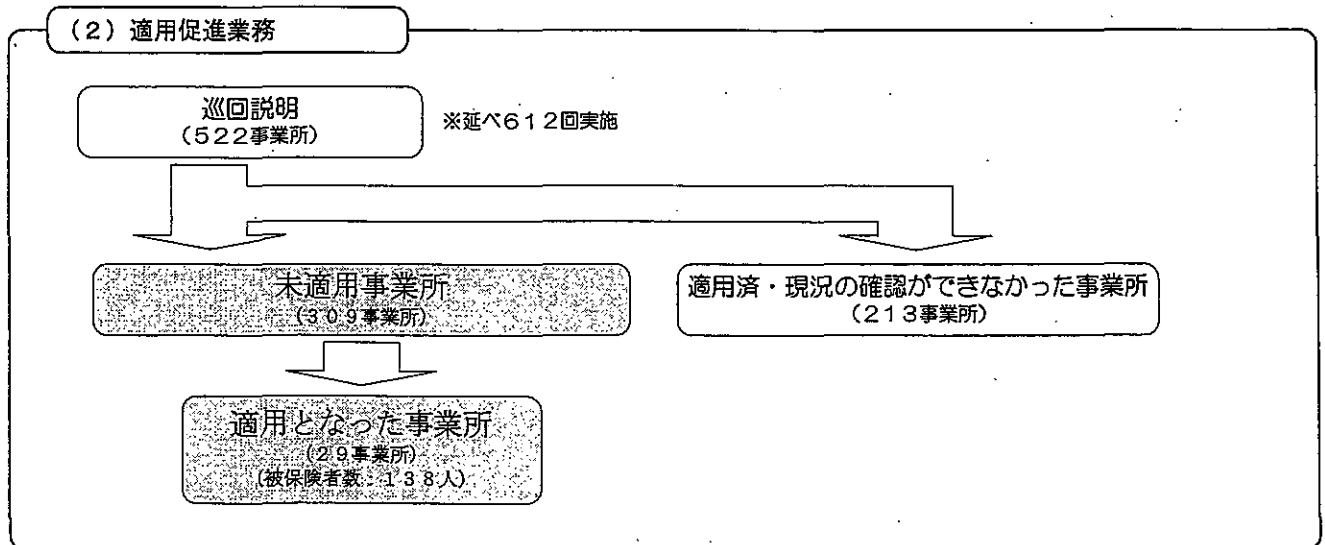
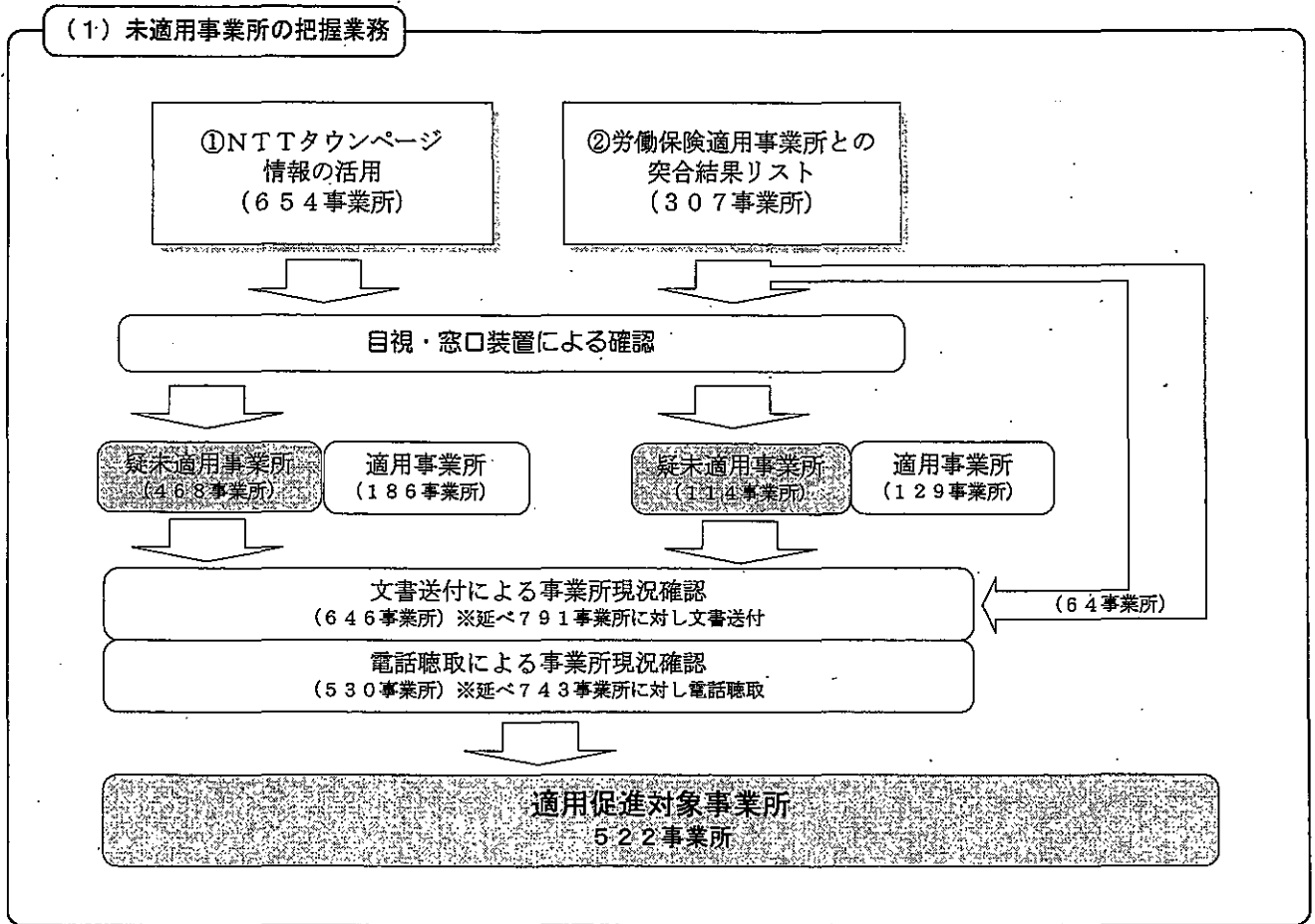
- 要求水準を達成（一定数以上の未適用事業所に対する加入勧奨を実施）した以上においては、適用促進対象事業所として把握したにも拘わらず加入促進に係る取り組みを行わない事業所があったとしても契約上問題がないが、事業本来の在り方として適切と言えない。
- 受託事業者が成功報酬を期待しない場合においては、未適用事業所の把握を主な業務とし、成果を得ることが難しい加入促進業務には積極的な取り組みを行わない方が利益が上がる（経費がかからない）一面もある。

等の意見があり、要求水準の設定方法（項目、数量等）や成功報酬に係る報酬形態等について検討する。

東京都社会保険労務士会の実施状況について



株式会社アイ・シー・アールの実施状況について



厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業に係る平成17年度実施状況等について

【東京地区】

区 分	①目視・WM等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③文書による加入指導を実施した事業所数	④巡回説明を実施した事業所数 ()内は延べ事業所数	⑤未適用事業所と確認した事業所数	⑥適用となった事業所数
i 東京都社会保険 労務士会	4,834	3,517	-	(2,011) 1,845	802	194
社会保険事務所 ii 社会保険事務 所平均×3	2,893	1,382	916	(381) 370	188	22
iii 同規模社会 保険事務所計	3,951	1,693	1,493	(367) 339	137	58
(参考) 全国平均×3	2,587	1,217	1,229	(762) 657	331	47

(注1)「i 東京都社会保険労務士会」における「②①による確認を行ったうち適用対象事業所数」には、会員から未適用事業所である旨の報告があった543事業所（①による確認を行わずに適用対象事業所数としたもの）を含む。

(注2)「ii 社会保険事務所平均×3」は、東京社会保険事務局管内30社会保険事務所のうち、市場化テストモデル事業の対象3社会保険事務所（港、渋谷、足立）を除く27社会保険事務所における実施状況の平均に3（カ所）を乗じた数。

(注3)「iii 同規模社会保険事務所計」は、京橋社会保険事務所、新宿社会保険事務所、葛飾社会保険事務所における実績の合計。

(注4)「ii 社会保険事務所平均×3」「iii 同規模社会保険事務所計」における「④巡回説明を実施した事業所数」には、業務委託（社労士）により実施した事業所を含む。

	①費用総額	②巡回説明を実施した事業所1事業所あたりの費用（①÷上記④）	③未適用事業所と確認した事業所1事業所あたりの費用（①÷上記⑤）	④適用となった事業所数1事業所あたりの費用（①÷上記⑥）
i 東京都社会保険 労務士会	4,550千円	(2.3千円) 2.5千円	5.7千円	23.5千円
ii 社会保険事務所 平均×3	3,108千円	(8.2千円) 8.4千円	16.5千円	141.3千円
iii 同規模社会保険 事務所合計	4,397千円	(12.0千円) 13.0千円	32.1千円	75.8千円

(注1)「ii 社会保険事務所平均×3」は、東京社会保険事務局管内30社会保険事務所のうち、市場化テストモデル事業の対象3社会保険事務所（港、渋谷、足立）を除く27社会保険事務所における費用の平均に3（カ所）を乗じた数。

(注2)「iii 同規模社会保険事務所計」は、京橋社会保険事務所、新宿社会保険事務所、葛飾社会保険事務所における費用の合計。

【福岡地区】

区 分	①目視・WM 等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③文書による加入指導を実施した事業所数	④巡回説明を実施した事業所数 ()内は延べ事業所数	⑤未適用事業所と確認した事業所数	⑥適用となった事業所数
i アイ・シー・アール	961	522	646	(612) 522	309	29
社会保険事務所 ii 社会保険事務所平均×2	1,088	797	779	(743) 635	260	106
社会保険事務所 iii 同規模社会保険事務所計	1,286	913	892	(591) 557	330	221
(参考) 全国平均×2	1,725	811	819	(509) 438	221	32

(注1)「i アイ・シー・アール」における「②①による確認を行ったうち適用対象事業所数」は、①③及び電話による聴取を行った後の事業所数。なお、③は646事業所に対して延べ791回実施。電話による聴取は、530事業所に対して延べ743回実施。

(注2)「ii 社会保険事務所平均×2」は、福岡社会保険事務局管内11社会保険事務所のうち、市場化テストモデル事業に対象2社会保険事務所（南福岡、久留米）を除く9社会保険事務所における実施状況の平均に2（カ所）を乗じた数。

(注3)「iii 同規模社会保険事務所計」は、東福岡社会保険事務所、八幡社会保険事務所における実績の合計。

(注4)「ii 社会保険事務所平均×2」「iii 同規模社会保険事務所計」における「④巡回説明を実施した事業所数」には、業務委託（社労士）により実施した事業所を含む。

	①費用総額	②巡回説明を実施した事業所1事業所あたりの費用 (①÷上記④)	③未適用事業所と確認した事業所1事業所あたりの費用 (①÷上記⑤)	④適用となった事業所数1事業所あたりの費用 (①÷上記⑥)
i アイ・シー・アール	3,688千円	(6.0千円) 7.1千円	11.9千円	127.2千円
ii 社会保険事務所平均×2	4,614千円	(6.2千円) 7.3千円	17.8千円	43.5千円
iii 同規模社会保険事務所計	5,346千円	(9.0千円) 9.6千円	16.2千円	24.2千円

(注1)「ii 社会保険事務所平均×2」は、福岡社会保険事務局管内11社会保険事務所のうち、市場化テストモデル事業に対象2社会保険事務所（南福岡、久留米）を除く9社会保険事務所における費用の平均に2（カ所）を乗じた数。

(注2)「iii 同規模社会保険事務所計」は、東福岡社会保険事務所、八幡社会保険事務所における費用の合計。